金銭の振込先指定に関する規程

(金銭の振込先指定)

- 第1条 この規程は、お客さまと三菱UFJアセットマネジメント株式会社(以下、「当社」といいます。) との間の、金銭の振込先の指定に関する取決めです。
- 2 「金銭の振込先指定」とは、お客さまに帰する投資信託の「解約代金」等、当社がお客さまにお支払いする金銭(以下、この規程において「金銭」といいます。)をお客さまからあらかじめ指定いただいた「振込先指定口座」に振り込む方法をいいます。
- 3 お客さまと当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、本規程に定めがない場合には、「投信総合取引約款」をはじめ「約款・規程集」の他の約款及び規程、「投資信託説明書(交付目論見書)」、関連諸法令の定めるところによるものとします。

(振込先口座の名義)

第2条 「振込先指定口座」の名義は、当社におけるお客さまの「投信総合取引口座」の名義と同一と していただきます。

(お申込み)

第3条 お客さまには、「投信総合取引約款」に定める「金銭の振込先指定申込書」によりお申込みをいただき、「振込先指定口座」のお届けをいただきます。「金銭の振込先指定申込書」については、当社においてお客さまの口座開設を承諾した場合に、当社よりお送りします「本人確認コード」を用いてお客さまが最初にログインをされたときに、当社所定の方法により、ご提出いただきます。なお、「振込先指定口座」は国内金融機関の邦貨口座のみとさせていただきます。

(振込先指定口座の変更)

第4条 「振込先指定口座」を変更されるときは、当社所定の手続によってお届けいただきます。

(金銭の振込先指定の解約)

第5条 「金銭の振込先指定」は、投信総合取引口座の解約が行われた場合に解約します。

(事務取扱手数料)

第6条 お客さまの「振込先指定口座」への振込にあたり、当社が定めるところに基づき、お客さまに 事務取扱手数料をご負担いただくことがあります。

(免責事項)

第7条 当社の責任に帰すべきでない事由により、「金銭の振込先指定」に係る取扱い、又はこの規程の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当社はその責任を負いません。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更の取扱いは、「投信総合取引約款」の定めるところに準じます。

以上

2018年11月19日制定 2018年12月17日改定 2023年10月1日改定